

令和8年度岡山県放置艇対策強化月間実施要領

岡山県放置艇対策強化月間は、秩序ある水域利用の実現に向けてプレジャーボートの所有者等に普及啓発活動を行い、船舶の適正な登録、保管、処分を促すとともに、許可なく係留又は放置を続ける所有者に対して重点的に巡視や行政指導等を実施することを目的として設置します。

なお、令和7年7月1日から順次、岡山県内の水域（県北河川など一部の水域を除く。）は放置等禁止区域に指定されており、放置艇の所有者には各水域等管理法令に基づく罰則等が適用されます。

1 期間

令和8年7月1日から令和8年7月31日まで

2 実施主体

岡山県・岡山河川事務所・岡山運輸支局・岡山市・倉敷市・玉野市・笠岡市・備前市・瀬戸内市・浅口市・岡山県警察

3 実施内容

（1）秩序ある水域利用の実現のための啓発活動

ポスターの作成やその他広報活動を通じて、プレジャーボートの所有者に対して、秩序ある水域利用を啓発していきます。

（2）重点的な水域等の巡視

強化月間中は重点的に水域等の巡視を行い、放置艇の状況の把握を行います。また、所有者が不明な船舶については所有者の調査を行います。

（3）放置艇所有者に対する重点的な行政指導等

許可なく係留又は放置を続ける所有者に対して重点的に行政指導等を行います。